

納税者の権利を求めて新津税務署と交渉

民商ニュース

2019年
2月4日号

新津民主商工会

新潟市秋葉区岡田九四
TEL (025) 250-2331-2333
FAX (025) 250-2331-5544

1月28日、新津民商は新津税務署に要望書を提出し、交渉を行いました。主な要望と回答は次のとおりです。

【要望項目】確定申告書、法定調書等にマイナンバーの記載がないことで、納税者に不利な扱いをしないでください。

(税務署回答) 記載がなくても受理し、不利益な扱いはしません。法令で記載は義務になり周知をして記入のお願いをしているが未記載での罰則はありません。

【要望項目】税務調査の事前通知は、納税者が理解できるように書面で通知をしてください。

(税務署回答) 事前通知の仕方は法令上規定がない。納税者に確実に伝わるように電話で通知することとしています。

(民商) いわゆる専門用語で納税者は、何を言われているのかわからない部分があるので文章で回答してほしい。

(税務署回答) 法令に規定されていないので電話させていたただくことで理解してください。

【要望項目】税務調査にあたって納税者が要請する第三者の立ち会いを認めてください。

(税務署回答) 税務調査は、税務職員の仕事に抵触する恐れや、税法の関係で第三者の立ち会いは認められない。

(民商) 3年前までは認めていた。国税庁ホームページの「税務手続きに関するFAQ」にある問33に、立ち会いお断りが記載されているが、税法や法令に規定されているという記載がない。

他のFAQには法令や罰則と記載されている部分がいくつかあるが、問33には全く記載がない。なぜか？

(税務署回答) 職員には、守秘義務がありますから。

(民商) 職員の守秘義務は、職員が調査の内容、秘密を漏らすことではないのか、納税者が要請した立会人を認めるべき、立会人を認める判決が出されているし、新津でも15年位前に密室調査後、納税額に不服があり民商に相談。入会して国税庁まで行った例がある。そういう調査がないようにするために立会人は必要。意見や陳述するのは納税者本人で、民商は立ち会っただけ。調査の職員も長年それを認めていた。認めるべきではないか。

【要望項目】法定外調査への押印の強要はやめてください。

(税務署回答) すみません。回答書類を忘れませんでした。どのようなことでしょうか。

(民商) 調査官が最後に調書を作り、印を押してという書類のことです。作成する職員と作成しない職員がいるようですが、法律になればやめていただきたい。

(税務署の回答) 後日、回答させていただきます。

【要望項目】最近、納税相談で納税者を威圧するような職員が見受けられます。親身で柔軟な対応をお願いします。

(税務署回答) 職員の対応で、納税者が不快に感じないようにしたい。

会場は「新津地域交流センター」です！

3・13重税反対全国統一行動新津集会

3月13日(水)

受付午前9:45・集会開始午前10時

場所 新津地域交流センター3階(新津駅前)

会場・駐車場案内図は別途ご案内します。

※ご注意…税務署、税務署周辺への車の乗り入れは禁止です。

※デモ行進は距離が大幅に短縮されます。みんなで歩きましょう！



国民が、消費税増税阻止の声を上げるときです！